

施策マネジメントシート（令和 5 年度目標達成度評価）

第2次 総合計画 体系	政策 No.	5	政策名	みんなでささえあう やさしいまち	
	施策 No.	1	施策名	地域福祉の充実	
施策主管課			社会福祉課	施策関係課名	高齢障がい支援課・健康増進課

1 施策の目的（①対象③意図）と指標（②対象指標④成果指標）等の推移

①対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			③意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)					
市民			安心して生活ができる					
④成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	数値区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	成果指標の達成状況及び要因
1	安心して生活できていると 思う市民の割合	%	目標値	76.0	76.7	77.4	78.0	
			実績値	77.5	76.6	77.0	77.0	
			達成率	102.0%	99.9%			
2			目標値					
			実績値					
			達成率					
3			目標値					
			実績値					
			達成率					
4			目標値					
			実績値					
			達成率					
5			目標値					
			実績値					
			達成率					

2 施策（基本事業）の振り返り

基本事業	（施策の目標達成に向けて、どのように取り組んだか。）
地域福祉の情報提供と相談支援体制の充実	・「生活困窮者対策事業」として、自立相談支援事業に加え、令和4年度からは家計改善支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施している。また、パーキングバミット、火災見舞金、買い物支援、急迫者食料費扶助など、生活等に困られた方への支援や相談を継続的に行っている。 ・令和5年度は、生活に必要な電力や食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得者世帯に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業」を支給し、生活・くらしの支援を行った。
生活保護制度の適切な運営	・生活保護受給者のうち15歳から65歳未満の稼働年齢層で就労能力を有する人に対して、公共職業安定所と連携して就労支援を行った。また、家計改善支援事業、就労準備支援事業を行い自立に向けたより専門的な支援を行った。 ・生活保護受給者については、令和4年度末と令和5年度末を比較すると被保護世帯数は200世帯から207世帯と7世帯増加したが、法等に基づき適切に運営している。また、生活保護の相談延べ件数は令和4年度が61件、令和5年度が85件と24件増加し、そのうち33件が生活保護開始となった。
地域住民による見守り体制の充実	・各町の民生委員・児童委員協議会に毎月出席し、市からの情報等について提供を行うとともに、民生委員・児童委員からの市への意見を伺い、見守り体制の充実を図った。 ・社会福祉の充実には欠かせない社会福祉協議会の運営に対し補助を行いながら、各種事業の連携を図った。

3 施策の課題（基本計画で掲げた施策の「現況と課題」、成果指標の達成状況を踏まえて、次年度以降に向けた施策の課題）

・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の属性別の支援体制では、複合的課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となることを見据え、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の充実に向けた取り組みが必要である。 ・社会環境の変化による人と人のつながりが希薄化、またコロナ禍による孤独・孤立の問題の顕著化・深刻化が見られる中、孤独・孤立状態から脱却して社会生活を営むことができる様な支援が求められている。（「孤独・孤立対策推進法」令和5年6月7日公布。令和6年4月1日施行。） ・地域住民による見守り体制の充実を図るため民生委員・児童委員活動支援事業等に取り組んでいるが、令和6年3月末現在で、1名の欠員（91名/定員92名）が出ており、早急に人材確保を行う必要がある。 （※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
--

4 今後の取り組み（課題解決に向けた今後の取り組みの方向性・内容等）

・地域住民が抱える複合的課題や狭間のニーズへ対応するため、既存の介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取り組みを活かしつつ、地域の幅広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する重層的な支援体制の充実を図っていく。 ・社会環境の変化により人と人のつながりが希薄化する中、孤独・孤立対策として当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者と相互に連携を図っていく。また、孤独・孤立を改善できる居場所づくりの検討も必要である。 ・生活困窮者対策として、生活保護に至る前の段階から早期に生活困窮者からの相談を受ける自立相談支援事業を実施するとともに、本人の状況に応じた支援を行うため就労に向けた準備が必要な者への支援として就労準備支援事業、家計から生活の再建を考える者への支援として家計改善支援事業を実施し包括的な相談支援を行っていく。 ・高齢化が進行し独居化が進む中で、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、地域の見守り体制を継続して支援していく。
--